

令和 8 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 ビジネスサポート本部 松永 みどり
(TEL:03-6843-1413)

E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ E T F 名称

459A_野村高利回り J リート指数 E T F

○ 変更内容およびその理由

変更の内容

「受益権の申込単位および価額」および「交換請求」の各条文における取得申込み／交換請求の受け付けを中止する期日および期間に関する要件について、「ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内」の記載の微修正、その記載位置の移動その他所要の変更を行います。

理由

当該ただし書きはファンドの計算期間終了日（決算日）に関する内容であるため、同様にファンドの計算期間終了日に関して定めている項目に記載することが適切であることから、上記変更を行います。

○ 投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 令和8年6月11日

実施日 : 令和8年6月12日

以上

野村高利回り J リート指数 E T F

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 取得申込者は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する販売会社の所定の方法により、その保有する REIT をもって取得の申込みを行うものとします。ただし、当該 REIT は、対象指標における各構成銘柄の REIT の数の構成比率に相当するものとして委託者が定める比率により構成される各銘柄の REIT (以下、「ユニット有価証券」といいます。) とし、抛出された REIT の評価額が、取得する受益権口数の評価額 (取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額) に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。</p> <p>②～③ <略></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを中止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間 (第 5 号に掲げるものを除く) における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。</p> <p>1. 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の 3 営業日間<u><削除></u></p> <p>2. <略></p> <p>3. 計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前以降の 4 営業日間)</p> <p>4. ～5. <略></p> <p>⑤～⑦ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 38 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する REIT との交換 (以下「交換」といいます。) を請求することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを中止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 取得申込者は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する販売会社の所定の方法により、その保有する REIT をもって取得の申込みを行うものとします。ただし、当該 REIT は、対象指標における各構成銘柄の REIT の数の構成比率に相当するものとして委託者が定める比率により構成される各銘柄の REIT (以下、「ユニット有価証券」といいます。) とし、抛出された REIT の評価額が、取得する受益権口数の評価額 (取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額) に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。</p> <p>②～③ <略></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを中止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間 (第 5 号に掲げるものを除く) における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。</p> <p>1. 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の 3 営業日間 (ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内)</p> <p>2. <略></p> <p>3. <u>ファンドの計算期間終了日 (決算日)</u> の 3 営業日前以降の 3 営業日間</p> <p>4. ～5. <略></p> <p>⑤～⑦ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 38 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する REIT との交換 (以下「交換」といいます。) を請求することができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを中止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換</p>

<p>請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</p> <p>1. 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間<削除></p> <p>2. <略></p> <p>3. 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>③~⑬ <略></p>	<p>請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</p> <p>1. 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内）</p> <p>2. <略></p> <p>3. 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</p> <p>4. ~5. <略></p> <p>③~⑬ <略></p>
---	---